



### 申告と納税をどう行なうか

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井 満広

## 提出期限 確定申告書の

法人税の納税義務がある法人は、原則、事業年度終了日の翌日から2か月以内に、確定申告をしなければなりません。確定申告とは、事業年度の所得や税額を計算した書類（確定申告書）を、納税地の所轄税務署に提出することです。場合によつては期限の延長も認められています（左表参照）。

(国税通則法)  
 地震や豪雨といった自然災害等  
 が発生した場合、国税庁長官が該  
 当地域を指定することで自動的に  
 延長になる制度です。

者がe-Taxで申告できない等の場合に、国税庁長官が対象者の範囲を指定することで自動的に延長になる制度です。平成29年4月1日以後に適用されています。

③ 個別指定による期限の延長  
(国税通則法)

個別指定による延長を除き、災害等で決算が確定しない場合に期限を延長する制度です。

期限を延長したい法人は、事業年度終了日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長に「申告期限の延長申請書」を提出する必要があります。

⑤ 定款等の定めによる期限の延長（法人税法）

原則の申告期限までに株主総会を開催できない場合に期限を延長する制度です。

期限を延長したい法人は、事業年度終了の日までに納税地の所轄税務署長に「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありまます。

認められる」となりました。

なお、申告期限が土日や祝休日に当たるときは「これらの日の翌日」、12月29日から12月31日に当たるときは「翌年1月4日（4日が土日の場合は5日または6日）」が申告期限となります。

法人税法の規定で延長した期間については利子税がかかります（国税通則法による延長は利子税が免除されます）。

## 6か月目で行なう 中間申告

事業年度が6か月を超える普通法人は、原則、事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内（たとえば決算日が3月31日の法人は11月30日まで）に、中間

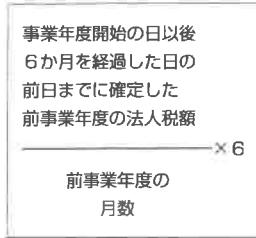
#### ■確定申告の期限の特例

内 容		提出期限
特例	国税通則法	①都道府県の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由が発生した場合(地域指定)
		②災害その他やむを得ない理由により、電子申告等を行うことができない者が多数に上る場合(対象者指定)
法人税法		③個別的に災害その他やむを得ない理由が発生した場合(個別指定)
		④災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合
		⑤定款等の定め等により各事業年度終了日の翌日から2か月以内にその事業年度の決算についての定時株主総会が招集されない常況にあると認められる場合
		原則として、1か月間の延長。ただし会計監査を受ける一定の法人は最大4か月の延長

ん（新たに設立された法人の最初の事業年度等を除きます）。中間申告の方法は次の2つがあり、いずれかを選択できます。  
**① 前年度実績による予定申告**  
左下の計算式で計算した金額（（前事業年度の年間法人税額の半額）を中間申告の税額として申告すること）をいいます。

中間納税額が記載された納付書が税務署から送られてくるので、自分で税額を計算することはあります。また、予定申告による税額を納付すると前年度実績による中間申告書を提出したのみなされるので、税務署に改めて申告書を提出する必要もありません。

### ■中間申告の税額の計算式



月

（期限は以下のとおりです。）  
確定申告…原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月（期限の延長がある場合はその提出期限）  
中間申告…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か

ただし、算式で計算した金額が10万円以下である場合や、仮決算による法人税額がこの算式で計算した金額を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。

提出期限を過ぎた場合は予定申告による中間申告を行なつたとみなされるため、仮決算による中間申告は認められません。

個別指定による延長を除き、災害等で決算が確定しない場合に期限を延長する制度です。

期限を延長したい法人は、事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長に「申告期限の延長申請書」を提出する必要があります。

**(5) 定款等の定めによる期限の延長（法人税法）**

原則の申告期限までに株主総会を開催できない場合に期限を延長する制度です。

期限を延長したい法人は、事業年度終了の日までに納税地の所轄税務署長に「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があります。

平成29年4月1日以後に申請し

認められる」となりました。

なお、申告期限が土日や祝休日に当たるときは「これらの日の翌日」、12月29日から12月31日に当たるときは「翌年1月4日（4日が土日の場合は5日または6日）」が申告期限となります。

法人税法の規定で延長した期間については利子税がかかります（国税通則法による延長は利子税が免除されます）。

提要(未定)二一

- ◎法人の種類と法人税の取扱い  
◎「事業年数」の区切りとは  
◎「納税地図」について理解する  
◎「税率」にもいろいろある  
◎中古店と新規店をどう行なうか  
◎運送納税とは何か